

阿見町奨学金返還支援補助金 Q & A

Q 阿見町に昨年、住民票を異動させて居住していますが、対象となりますか？

A 申請時において、阿見町内に1年以上、住所登録のある方であれば対象となります。

Q 町内に住んでいますが、町外の中小企業に勤務しています。補助金交付の対象になりますか？

A 対象外です。対象となる方は、町内に住み、町内の中小企業や社会福祉法人等の事業所で正規雇用により就業している方となります。

Q 町内に住んでおり、町内の大企業の事業所に勤務しています。補助金交付の対象になりますか？

A 対象外です。対象となる事業所は、町内の中小企業・社会福祉法人・対象となる資格を有し当該資格により就業している事業所となります。

Q 申請資格にある中小企業とはどのような企業ですか？

A 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者をいいます。詳細については、下記のとおりです。

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②~④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

Q 申請資格にある正規雇用の定義とは、どのようなことですか？

A 期間の定めがない雇用であって、中小企業その他の事業者等が定める労働基準法第9章の規定に基づく就業規則又はこれに類するもので定める常勤の労働時間を勤務し、かつ1週間当たりの所定労働時間が35時間以上のものをいいます。

Q 補助金交付対象となる中小企業等以外の職種についてはどんな職種がありますか？

A 人材不足が懸念されている医療や福祉に係る職種を対象とした、以下の職種となります。

- ・保育士 ・幼稚園教諭 ・精神保健福祉士 ・介護福祉士 ・薬剤師
- ・介護支援専門員 ・社会福祉士 ・栄養士 ・管理栄養士 ・看護師
- ・准看護師 ・保健師 ・助産師 ・救急救命士 ・診療放射線技師
- ・臨床検査技師 ・臨床工学技師 ・歯科衛生士 ・歯科技工士
- ・理学療法士 ・義肢装具士 ・言語聴覚士 ・作業療法士
- ・視能訓練士 ・公認心理士 ・あん摩マッサージ指圧師
- ・はり師 ・きゅう師 ・柔道整復師

Q 奨学金の申請をする際に年齢制限はありますか？

A 年齢制限があります。補助金申請の初年度において、30歳未満の方が対象となります。

Q 補助金の申請期間は何時ですか？

A 補助金の申請期間は、申請する初年度を除き、原則として毎年4月としています。申請は、毎年となりますので、補助金交付を継続してご希望される方は、お忘れのないようお願いいたします。

Q 補助金交付の対象期間は何年間ですか？

A 補助金交付の対象期間は、補助金を交付された初年度から起算して10年間で限度となります。

事例：初年度24歳で、返還支援補助金を申請し交付された場合は、33歳までの10年間で、補助金交付の対象期間となります。

Q 奨学金を繰上返還していた場合、繰上返還分も補助金交付の対象となりますか？

A 対象外です。補助金の交付の対象となるのは、返還計画に基づき、申請の前年度に返還した額となります。

Q 育児休暇や療養休暇等の期間は、補助金交付の対象となりますか？

A 離職しておらず、申請の前年度に奨学金の返還している場合には、対象となります。なお、町内の事業所等で現に就労している証明書が必要となります。

問い合わせ先 阿見町教育委員会 生涯学習課

〒300-0333 阿見町若栗1886-1 (中央公民館内)

TEL 029-888-2526